

平成 26 年 6 月 24 日

厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長

蒲原 基道 様

長期入院障害者の地域移行に向けた具体的
方策に関わる検討会作業チーム

座長 樋口 輝彦 様

公益社団法人 全国精神保健福祉会

理事長 本條 義和

申し入れ書

初夏の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「長期入院障害者の地域移行に向けた具体的方策に関わる検討会作業チーム」で検討されている病棟転換型居住系施設については「6 月中にまとめられる」と新聞報道されています。

この問題は、家族・本人の生活を左右する重大な問題であり、全国精神保健福祉会連合会及び都道府県家族会において、非常に大きな議論となっています。

長期入院、社会的入院という世界に恥ずべき深刻な事態を解決するには、この 10 年間遅々として進まなかった原因と対策を深く検証すると同時に、そのもとで苦しみに耐えて生きてきた家族・本人の思いを深く受け止めていただく必要があると考えます。

国連障害者権利条約の締結国は、条約を守る義務を課されています。特に、条約 19 条に規定されている「自立した生活及び地域社会への包容」は全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者がこの権利を享受し、並びに地域社会に完全に包容されるべきとの規定は重要であります。

従って、私たちは障害者権利条約の名において下記事項を順守するよう強く申し入れします。

記

1. 拙速な纏めを行わず、十分な時間をかけて議論するようにしてください。
2. 今後の在るべき精神医療について、討論を深めてください。
3. その際、当事者・家族の意見を尊重してください。

以上